

町民ホール音響対策調査業務

業務仕様書

令和 7 年 6 月
住 田 町

この「業務仕様書」は、住田町（以下「町」という。）が実施する「町民ホール音響対策調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、町が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

町民ホール音響対策調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、住田町役場の町民ホールにおいて、構造上の問題からマイクを使用した会議や講演の際に音声聞き取りにくくなるという課題を改善することを目的とする。

現在のホール環境では、マイク使用時に話し手の音声は明瞭に届かず、反響によって言葉が聞き取りづらくなる事象が発生するケースもある。これにより会議やイベントの進行に支障を来しており、利用者からの改善要望も多い。

本調査業務では、ホールの音響特性を調査・分析し、明瞭な音声伝達を実現するための音響改善策の提案及び対策に必要な概算費用の算出していただくことを目的とする。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 委託料の上限額

1,485,000円（税込）

(5) 施設概要

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ① 名称 | 住田町役場町民ホール |
| ② 所在地 | 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88-1 |
| ③ 延床面積 | W 14.56m × D 16.38m × H 11.23m |
| ④ 構造 | レンズ型木造トラス梁 ラチス耐力壁 |
| ⑤ 竣工 | 平成26年7月31日 |

(6) 業務概要

ア 事前調査

町が提供する図面、写真、音声データを基に机上での調査と情報精査を行い、現在の状況を把握する。

イ 現況調査

物理的構造、音響設備、空調設備など必要な情報を整理し、音響測定（インパルス応答、残響時間周波数特性、エコータイムパターン、各種音響性能等）を行い、音声は明瞭に届かない原因を把握する。

ウ 調査結果報告書の作成

調査資料を整理し、今後の音響対策方法を明記する。その他、調査中に確認した必要な箇所についても報告する。

企画コンペスケジュール（予定）

ア	企画コンペ実施要領等の公表	6月23日（月）
イ	質問票の提出期限	7月3日（木）17時まで
ウ	質問に対する回答	7月7日（月）
エ	参加資格確認申請書類提出期限	7月10日（木）17時まで
オ	参加資格確認結果の通知	7月15日（火）
カ	企画提案書等の提出期限	7月22日（火）
キ	企画提案選考委員会での審査	7月30日（水）
ク	企画コンペ結果通知	8月4日（月）
ケ	契約締結	8月上旬以降

2 本業務に関する基本的な考え方

受託者は、本業務の趣旨に沿って、次の視点に基づいた効果的な企画を提案すること。

- (1) 音声が聞き取りにくくなるという課題を早期に改善することを望むものである。
- (2) 遮音壁、吸音材、音響機器の調整など、あらゆる角度から最適な改善案の提案を望むものである。

3 業務の仕様に関する事項

目的（1-（2））の達成のため、次の内容を踏まえた企画を提案すること。

(1) 音響特性調査・分析

ホールにおける音響特性（残響時間、反射音、定在波等）について現地調査を行い、音響上の課題を定量的に把握する。併せて、音響機器の使用状況（マイク・スピーカーの種類や配置等）も調査対象とし、実使用環境での音声明瞭度に関する問題点を整理する。

(2) 音響改善策の提案

調査結果に基づき、音響環境の改善に向けた具体的な対策を提案すること。対策には、建築音響面（吸音・遮音対策）および電気音響面（機器の配置・調整・更新）の両面からのアプローチを含めること。可能であれば複数案（例：低コスト案と高効果案）を提示すること。

(3) 対策に必要な概算費用の算出

提案された各音響改善策について、材料費・工事費・機器更新費等を含む概算費用を算出し、コストと効果の比較を行うこと。また、概算費用の算出が困難な場合には実施設計や詳細設計の必要性を明記すること。

4 成果品

次の成果品を納入等し、検査に合格すること。

(1) 音響調査報告書（現状分析・測定結果・課題の整理・改善案の比較）

(2) ホール音響改善提案書（改善案の詳細・効果予測・概算費用を含む）

(3) その他

上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあること。

- (4) 納入場所
住田町総務課（住田町役場 2 階）

5 留意事項

実施設計・施工は本業務には含まない（必要に応じて別途発注）

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を町に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に関する措置要求

ア 町は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 受託者は、アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に町に文書で通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から町に移転することとする。その詳細については、町及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成15年12月18日条例第20号）を遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、町と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

以 上